

		ととされる同法附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第5条の規定に基づき義務履行に充てるものの量を含む。）をいう。以下同じ。）の売買契約（以下「他社電気相当量売買契約」という。）によつて販売した新エネルギー等電気相当量の代金及び法第2条第1項第7号口に掲げる特定卸供給を行う事業を営む者（以下「特定卸供給事業者」という。）との間に締結した契約に基づく需要の抑制によつて生じた電気の対価として得る調整金の未収分を整理する。			務履行に充てるものの量を含む。）をいう。以下同じ。）の売買契約（以下「他社電気相当量売買契約」という。）によつて販売した新エネルギー等電気相当量の代金及び法第2条第1項第7号口に掲げる特定卸供給を行う事業を営む者（以下「特定卸供給事業者」という。）との間に締結した契約に基づく需要の抑制によつて生じた電気の対価として得る調整金の未収分を整理する。
雑流動資産	非化石証書	非化石証書（非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。）に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証するものをいう。）の取得額及び非化石証書関連振替額として、 <u>営業費用から振り替えた金額</u> を整理する。	雑流動資産	非化石証書	非化石証書（非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。）に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証するものをいう。）の <u>取得額</u> を整理する。
(5) 流動負債			(5) 流動負債		
買掛金	他社購入電力料	地帯間電力融通契約以外の契約によつて購入した電気の料金及び非化石証書の代金並びに他社電気相当量売買契約によつて購入した新エネルギー等電気相当量の代金の未払分を整理する。	買掛金	他社購入電力料	地帯間電力融通契約以外の契約によつて購入した電気の料金及び他社電気相当量売買契約によつて購入した新エネルギー等電気相当量の代金の未払分を整理する。
(10) 営業費用			(10) 営業費用		
水力発電費	共有設備費等分担額（貸方） <u>非化石証書関連振替額</u>	<u>翌事業年度において販売する非化石証書を保有する場合における事業年度の末日において「水力発電費」から振り替える金額</u> を整理する。	水力発電費	共有設備費等分担額（貸方） [新証]	[新証]